

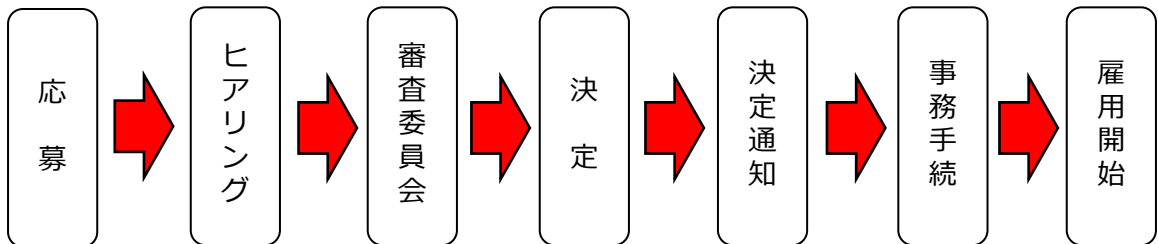
夫婦帯同雇用支援事業

夫婦共々研究者で、一方が愛媛大学の教員で、そのパートナーが本学での採用を希望する場合に、そのパートナーを本学の有期契約職員の研究員として、5年以内の一定期間雇用し、当該パートナーが本学にて研究活動を行う制度。

※愛媛大学ダイバーシティ推進ステートメントに基づいた環境整備の一環として、平成31年度から試行実施、令和5年度から正式実施。令和8年度より実施要項を改正の上実施。

- <支援内容> 教員の配偶者又は事実上婚姻関係と同様の事情にある者で、本学での採用を希望する研究者を、本学の有期契約職員の研究員として雇用。
- ※次の要件を満たすこと
- ・博士の学位を有する又は大学院博士課程（ただし、区分制の場合は後期課程に限る）に在学中の者
 - ・他の機関等から給与収入（日本学術振興会特別研究員制度等に基づく研究奨励金を含む。）を得ていない者
- 【支援経費】
- ・給与（事業主負担分を含め、100万円を上限とする。）
 - ・研究費（上限20万円）
 - ・受入部局等への予算配分（上限10万円）
- ※支援経費は全学で負担
- <申請> 申請者：愛媛大学所属の教員
※可能な範囲で、申請前にパートナーを受け入れてもらう部局等への打診。
必要書類：申請書、パートナーの履歴書及び業績目録
- <採択件数> 数件（予算額による）
- <審査> 審査委員会（委員長：ダイバーシティ推進本部副本部長）を設置し、事業採択及び本人の資格審査を行う。
（書類選考）
※審査にあつては、受入部局の可否を考慮する。
※調整は、人事課で行う。
- <雇用形態> 原則として受入れ部局等の所属の研究員（有期契約職員の時間雇用）
※1週間の勤務日数及び時間数を申請書に記載。
- <雇用期間> 5年以内

<スケジュール>



- <審査委員会> 委員：ダイバーシティ推進本部副本部長（委員長）、ジェンダー協働推進センター長、総務部長、受入れ予定の部局等の長、その他ダイバーシティ推進本部副本部長が必要と認めた者
- <事務手続> 受入部局への正式な依頼
- <予算配分等> 支援経費は、受入部局等へ予算配分し、執行処理は受入部局等で行う。